

## 小倉競輪場の貸付及び管理に関する要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、小倉競輪場の資産的価値を最大限に発揮し、競輪事業の収益に寄与するとともに、北九州市公営競技局庁内管理規程、北九州市公営競技局契約規程及び北九州市公営競技局普通財産管理要綱の適用を受けるもののほか小倉競輪場の管理について必要な事項を定めることにより、小倉競輪場内の秩序の維持、良好な環境の保持及び災害の防止等を図ることを目的とする。

#### (用語の意義)

第2条 この要綱中、用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 入居者 小倉競輪場内で業務を行うことを許可された者及びその従事者をいう。
- (2) 管理者 競輪事業課長をいう。
- (3) 会議室 小倉競輪場内の会議室のうち有料で貸付けることを決定した会議室、控室、特別控室、ガードマン室をいう。
- (4) 場内駐車場 小倉競輪場に付設した地下駐車場をいう。
- (5) 場外駐車場 明和町立体駐車場をいう。

### 第2章 貸付

#### (貸付料)

第3条 小倉競輪場の諸施設の貸付料は、別表1のとおりとする。

但し、イベントでアリーナを使用する場合のアリーナ、備品、会議室及び場外駐車場の貸付料並びに光熱水費の実費料金は別表2のとおりとする。

- 2 前項の貸付料は、別表1及び別表2の金額に100分の110を乗じて得た額とする。但し、別表1（駐車場貸付料）のうち、日額及び月額貸付料を除く貸付料には、消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。
- 3 第1項及び前項の貸付料は、北九州市公営競技局普通財産管理要綱第9条第2項に基づき算出した貸付料の額を下回らない限り、管理者は、当該貸付料を変更することができる。

#### (無償貸付又は減額貸付)

第4条 小倉競輪場に賑わいを創出し、本市の活性化に寄与すると認めるときは、前条の規定にかかわらず北九州市公営競技局普通財産管理要綱第11条及び北九州市財産条例第9条を準用し無償貸付又は減額貸付をすることができる。

#### (貸付料の納付期日)

第5条 貸付料は前納とする。但し、特段の理由があると管理者が認めた場合は、後納とすることができる。

(準用規定)

第6条 その他貸付料に関する規定は、北九州市公営競技局普通財産管理要綱第10条及び第12条から第15条の規定を準用する。

### 第3章 入居者

(入居者の義務)

第7条 入居者は、小倉競輪場内を常に良好な状態において使用するものとし、管理者が、小倉競輪場内の管理上必要な事項を指示したときはこれに従わなければならない。

(営業日)

第8条 入居者のうち1階の物販店(飲食店は除く。)は、年間24日以上休業するものとする。また、4階、5階の飲食店は競輪開催時において休業してはならない。ただし、特別の事情により管理者が認めた場合はこの限りでない。

(営業時間)

第9条 入居者のうち1階の物販店(飲食店は除く。)は午後8時以前を閉店時刻とする。

(出入口)

第10条 入居者は、通常使用する出入口として、管理者が指定する出入口を利用するものとする。

(通用時間)

第11条 入居者の主な出入口の通用時間は次のとおりとする。ただし、特別の事情があると管理者が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 荷捌室 午前8時から午後6時まで
- (2) モール 午前9時から午後9時まで
- (3) 西エントランス 午前9時から午後5時まで

2 前項の通用時間外に出入りする場合は、管理者の承諾を得なければならない。

(入館証の着用)

第12条 小倉競輪場に入館する者は、入館証を着用するものとする。

(鍵の管理)

第13条 鍵の管理は、管理者が行うものとする。ただし、入居者等が自己管理することを管理者が認めたものについては、この限りでない。

(荷捌き及び搬出入)

第14条 4階、5階への食品等の運搬には、荷捌室より入り荷捌室横の人荷用エレベーターを使用するものとし、他のエレベーターを使用してはならない。ただし、特別の事情があると管理者が認めた場合は、この限りでない。

(良好な環境の確保)

第15条 管理者は、小倉競輪場内の良好な環境を確保するために、各種法令に基づく検査等その他必要な業務を行わなければならない。

2 前項の規定による管理者の業務の実施に際して、入居者等は協力しなければならない。

(拾得物)

第16条 金品等の拾得物は、管理者が責任を持って処理するものとする。

2 前項の拾得物については、遺失物法の規定により処理するものとする。

(盗難及び事故等)

第17条 盗難及び事故等を発見した者は、速やかに管理者に連絡しなければならない。

(防火管理等)

第18条 入居者は、専用部分の火気管理を十分に行わなければならない。

(禁止事項)

第19条 小倉競輪場内では、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 建物の保全に有害な行為

ア 主要構造物を毀損させる行為

イ 設備関係機器、配管、配線等を毀損又は故障させる行為

ウ 無断で設備関係諸室へ立ち入る行為

エ その他建物の保全に関し、社会通念上有害とみなされる行為

(2) 小倉競輪場内の保守管理上有害となる行為

ア 不法占拠及び物品の放置

イ 避難誘導経路及び防火シャッター下部に物品を置く行為

ウ 避難階段等の防火扉をくさび等で開放する行為

(3) 他に迷惑を及ぼす行為

ア 公序良俗に反する行為、他の営業執務に妨害となる行為及び近隣の苦情を招く行為

イ 振動、騒音又は臭気を発生させる行為

ウ 物品を投棄する行為

(4) 建物内外の美観を損ねる行為

建物内外の壁又は窓ガラス等に、看板、広告、宣伝、商号文書及び標識等を、管理者の許可なく、設置、貼付又は記入する行為

(5) その他前各号に定めるもののほか、管理者の規制又は制止に反する行為

(管理者の指示又は措置)

第20条 管理者は、この要綱に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な指示又は措置を行うものとする。

## 第4章 会議室

(使用期間等)

第21条 会議室の使用に関する使用期間及び時間は、次のとおりとする。但し、必要がある場合には、これを変更することができる。

- (1) 使用期間 原則として年中無休
- (2) 使用時間 午前9時から午後9時まで

(使用の承認)

第22条 会議室を使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の承認にあたり、管理者は必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第23条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認をしないものとする。

- (1) 申請書類の記載に虚偽があると認められるとき。
- (2) 犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、そそのかす等の行為があると認められるとき。
- (3) わいせつな行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境、又は青少年の健全育成を阻害する恐れがあると認められるとき。
- (4) 危険物を伴う使用であるとき。
- (5) 施設を損傷させる恐れがあると認められるとき。
- (6) 他の使用者の迷惑になると認められるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になる使用であると認められるとき。
- (8) 訪問販売法その他の商品取引に関する法律で規制された手段を用いて商品販売を行ったり、講習会等を名目に人を集め、その会員を勧誘する使用であると認められるとき。
- (9) 販売商品の瑕疵担保責任等、消費者に対する販売者としての通常の義務が果たせない恐れがある使用であると認められるとき。
- (10) 管理運営上支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (11) その他管理者が必要と認めたとき。

(承認の取消等)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止させることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段で使用の承認を受けたとき。
- (3) この要綱もしくは使用の承認に付した条件に違反したとき。
- (4) 管理者が行う指示に従わないとき。

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、その責めを負わない。

(使用者の管理義務)

第25条 使用者は、利用時間中その使用に係る施設及び付帯設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 使用者は、使用が終わったとき、又は前条の規定に使用を中止させられたときは、速やかに施設設備を原状に復さなければならない。

(使用権の譲渡禁止)

第26条 使用者は、会議室を使用する権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(損害の賠償)

第27条 使用者が、会議室を使用するにあたってその設備・備品等を破損し又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(管理上の立入)

第28条 使用者は、管理者が管理上の必要のため立ち入る場合は、これを拒むことができない。

## 第5章 駐車場

(使用期間等)

第29条 地下駐車場の使用に関する使用期間及び時間は、次のとおりとする。但し、必要がある場合には、これを変更することができる。

- (1) 使用期間 原則として年中無休
- (2) 使用時間 午前7時30分から午前0時30分まで

(使用制限)

第30条 駐車可能な自動車の大きさは、長さ500cm以内、幅190cm以内、高さ230cm以内及び重量2トン以内とする。

(使用形態)

第31条 地下駐車場の使用形態は、原則として月極とする。但し、競輪開催（場外発売日を含む）以外の日で、イベント用への貸付をしていない日においては時間極とする。

(遵守事項)

第32条 地下駐車場を使用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場への入出車を静かに行い、とくに早朝夜間においては騒音を発生させないように注意すること。
- (2) 無用のアイドリングや空ふかし等で長時間排気ガスを放散させないこと。
- (3) 駐車場内に物を投棄しないこと。

- (4) 引火物その他危険物を持ち込まないこと。
- (5) 火気の取扱い等をしないこと。
- (6) 駐車場内は時速8キロメートル以下で徐行すること。
- (7) 物品の販売、自動車の修理、その他秩序を乱す恐れのある行為は一切行わないこと。ただし、駐車場管理者の許可を得たものについてはこの限りではない。
- (8) 駐車場内において物件を損傷し又は、事故を起こした場合は、直ちに駐車場管理者に届け出ること。
- (9) 自動車内に貴重品、その他の物品を留置しないこと。また、ドア、トランク等は施錠すること。
- (10) 利用者及びその関係者（同乗者を含む）は禁止されている場所に立入らないこと。また、駐車場内の機器類に許可なく手を触れないこと。
- (11) その他、駐車場管理者の指示に従うこと。

(損害の賠償)

第33条 利用者及びその関係者（同乗者を含む）は、故意又は過失その他自らの責めに帰すべき理由により、駐車場管理者及び第三者の身体並びに財物に損害を与えた場合は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(駐車の拒否)

第34条 管理者は、次の事項に該当する場合において駐車を拒否することができる。

- (1) 第30条に定める自動車以外の自動車が駐車する場合。
- (2) 駐車場使用者が第32条第1項各号に定める事項を守らなかった場合。
- (3) 危険物を積載している自動車、その他駐車場の管理上支障のある自動車が駐車する場合。
- (4) その他駐車場管理者が認める場合。

## 第6章 イベント使用の特例

(開館期間等)

第35条 イベント施設の使用に関する開館期間及び時間は、次のとおりとする。但し、必要がある場合には、これを変更することができる。

- (1) 使用期間 競輪開催日（前検日を含む）以外の日
- (2) 使用時間 午前9時から午後9時まで

(準用規程)

第36条 イベント施設の使用に関しては、この要綱の第23条及び第24条を適用する。

付則（平成30年4月1日改定）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付則（令和元年10月1日改定）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

付則（令和2年4月1日改定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付則（令和3年4月1日改定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (売店等貸付料)

○ 飲食売店の月額貸付料

甲貸付料×競輪開催(場外発売を含む)日数

但し、GⅠ、GⅡの場外発売日においては甲貸付料は乙の額、GⅢ以下の場外発売の日においては丙の額とする。また、場外車券売場を利用した場合は場外車券売場の料金区分を活用する。

○ 物販の月額貸付料

(乙貸付料×50%) + (乙貸付料×イベント日数に応じた加算率)

※ 1円桁を四捨五入。

イベント日数	加算率	摘要
0	0%	7日以上イベント開催における加算率は、90%にイベント日数が1日増す毎5%を加算する。
1	20%	
2	35%	
3	50%	
4	65%	
5	80%	
6	90%	

区分		貸付面積	貸付料				入居保証金	
			m <sup>2</sup> 単価	甲	乙	丙		
飲食売店	F	店舗 4-1	28.5	65.061	1,850	1,480	1,380	133,200
		店舗 4-2	30.1	65.061	1,960	1,570	1,460	141,120
		店舗 4-3	30.0	65.061	1,950	1,560	1,450	140,400
		店舗 4-4	30.0	65.061	1,950	1,560	1,450	140,400
		店舗 4-5	30.1	65.061	1,960	1,570	1,460	141,120
		店舗 4-6	28.1	65.061	1,830	1,460	1,360	131,760
	F	店舗 5-1	12.9	51.967	670	540	500	48,240
		店舗 5-2	31.8	51.967	1,650	1,320	1,230	118,800
	6F	店舗 6-3	12.5	46.193	580	460	430	41,760
	F	バー 4-1	19.7	68.918	1,360	1,090	1,010	97,920
		バー 4-2	19.7	65.061	1,280	1,020	950	92,160
		バー 4-3	20.0	68.918	1,380	1,100	1,020	99,360
		バー 4-4	23.7	73.294	1,740	1,390	1,290	125,280
		バー 4-5	24.2	65.061	1,570	1,260	1,170	113,040
	F	パントリー 4-1	14.1	65.061	920	740	690	66,240
		パントリー 4-2	51.8	65.061	3,370	2,700	2,510	242,640
	F	パントリー 5-1	30.9	51.967	1,610	1,290	1,200	115,920
		パントリー 5-3	15.9	49.080	780			56,160
4F	床面(新聞販売)	1.8	73.308	130	100	100	9,360	
F	1	店舗 1, 2	11.1	58.636		650	650	46,800
		店舗 3	8.1	58.636		480	480	34,560
		店舗 4	16.4	58.636		960	960	69,120
		店舗 5	11.7	52.049		610	610	43,920
		店舗 6	12.9	52.049		670	670	48,240
	2	店舗 7	13.4	52.049		700	700	50,400
		店舗 8	14.1	52.049		730	730	52,560
		店舗 9	13.7	52.049		710	710	51,120
		店舗 10	12.1	52.049		630	630	45,360
		店舗 11	12.5	52.049		650	650	46,800
店舗 12	13.3	52.049		690	690	49,680		
	床面(新聞販売)	1.8	58.636		110	110	7,560	
物販	1 F	レンタルブース1-2	34.2	969.888	33,170	29,850		199,020
		レンタルブース1-3	29.4	969.888	28,510	25,660		171,060
		レンタルブース1-4	28.0	969.888	27,160	24,440		162,960
		カフェパントリー	30.0	969.888	29,100	26,190		174,600
その他	1 F	14 会議室	134.1	1,684.888	225,940			1,355,640

※ 入居保証金は、飲食売店(倉庫使用等を含む。)については、甲貸付料(場外車券売場は、乙貸付料)×12日×6月分とする。

また、物販については、甲貸付料×6月分とする。

※ 但し、場外車券売場及び物販の入居保証金は、飲食売店等に入居している場合は不用とする。

※ 14会議室を分割して貸付する場合の甲貸付料の算定は、m<sup>2</sup>単価に貸付面積を乗じ、1円の桁を四捨五入する。

入居保証金は上記で算定した甲貸付料(月額)×6月分とする。

※ 貸付料は、消費税を除いた額。



別表1 (広告面貸付料)

(単位:円)

種 類	個 所	寸 法	広 告 主		広 告 代 理 店						
					広告主を獲得した場合		広告主からの依頼		第3者からの依頼		
			貸付料 (月額)	貸付料 (年額)	貸付料 (月額)	貸付料 (年額)	貸付料 (月額)	貸付料 (年額)	貸付料 (月額)	貸付料 (年額)	
A	バンク下部 (2F)	36	5,950 mm× 1,100 mm	41,700	500,000	31,300	375,000	33,400	400,000	35,500	425,000
B	スタンド席 (4F下)	21	7,800 mm× 970 mm	41,700	500,000	31,300	375,000	33,400	400,000	35,500	425,000
C	スタンド席 (5F下)	13	7,800 mm× 1,030 mm	58,400	700,000	43,800	525,000	46,700	560,000	49,600	595,000
D	スタンド席 (5F下)	26	3,900 mm× 680 mm	29,200	350,000	21,900	262,500	23,400	280,000	24,800	297,500
E	スタンド席壁面	8	7,800 mm× 2,600 mm	83,400	1,000,000	62,500	750,000	66,700	800,000	70,900	850,000
F	コーナー壁面	4	7,000 mm× 2,200 mm	66,700	800,000	50,000	600,000	53,400	640,000	56,700	680,000
G	バンク面	8	7,500 mm× 2,500 mm	166,700	2,000,000	125,000	1,500,000	133,400	1,600,000	141,700	1,700,000

※1 文字入れに係る看板製作費は広告主の負担とする。

※2 貸付期間が1年に満たないときは貸付月数による。

※3 貸付期間のうち、休館等のため広告掲出機会がない期間(3ヵ月間(90日間)以上)の場合、貸付料は下記のとおり減額することができる。

・年間契約の場合:貸付料(年額)－貸付料(月額)×減額する月数×減額率＝減額後の貸付料

・月額契約の場合:貸付料(月額)×貸付月数－貸付料(月額)×減額する月数×減額率＝減額後の貸付料

※4 貸付料は消費税を除く。

別表 1 (会議室貸付料)

(単位：円)

種 別	面積 (㎡)	9時～21時	9時～13時	13時～17時	17時～21時	定員
1 1 会議室	141.3	48,450	17,000	23,800	30,600	72
準備室	43.3	14,820	5,200	7,280	9,360	18
控室 1	66.0	22,520	7,900	11,060	14,220	12
控室 2	59.5	20,240	7,100	9,940	12,780	12
控室 3	162.4	55,580	19,500	27,300	35,100	54
控室 4	142.1	48,740	17,100	23,940	30,780	54
控室 5・6	140.8	48,170	16,900	23,660	30,420	24
特別控室 1・2・3・4	30.1	20,520	7,200	10,080	12,960	—
延長料		21時から9時までの間の1時間あたりの貸付料は、基本貸付料(9:00～21:00)の10%				

※ 消費税は含まない

※ 控室 3・4については、間仕切りを開いて結合することができる。

別表1（駐車場貸付料）

（単位：円）

駐車場の種類		延面積 (㎡)	収容台数 (台)	貸付期間	貸付時間	貸付料		摘要
場 内 駐 車 場	地下駐車場	3,730.56	地下114台 地上 83台	原則として 年中無休	午前7時30分 ～ 午前0時30分	月額/台	12,000	貸付台数は50台を限度とする。 但し、テナントに限り1台目のみ5,000 円、場内に勤務する者(市職員及び競 輪事業に従事する者を除く)は6,000 円とする。
				競輪開催日 (場外発売 日を含む) 以外の日		30分/台	100	1台につき30分又はその端数ごとに貸 付料を徴収する。 割引券は、100枚につき8,000円、 1000枚につき60,000円の2種類とす る。但し、1時間の割引券は1000枚に つき100,000円とする。
場 外 駐 車 場	明和町 立体駐車場	9,605.59	700台	競輪開催日 (場外発売 日を含む) 以外の日	午前7時30分 ～ 午後10時	日額	350,000	貸付台数は100台単位で貸付ける ことができる。100台につき、日額 50,000円とする。

※1 場外駐車場は連続して7日以上、または市民に貸付ける場合は日額貸付料の60%とすることができる。

※2 周辺住民が場外駐車場の貸付けを受ける場合は、日額貸付料は無料とすることができる。

※3 日額及び月額貸付料は消費税を除く。

※4 月極使用における契約保証金は月額貸付料の1か月分とする。

※5 場外駐車場貸付料の施行日は、別に管理者が決定する。

## 別表2(アリーナ貸付料)

### 1 アリーナ貸付料(アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合を除く)

(単位:円)

区 分			9:00～21:00	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00	
基本貸付料	土・日・祝	A	入場料の最高額が1人1回につき3,000円を超えるとき	1,000,000	250,000	350,000	450,000
		B	入場料の最高額が1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき	750,000	187,500	262,500	337,500
		C	入場料の最高額が1人1回につき1,000円以下のとき	500,000	125,000	175,000	225,000
	平日	A	入場料の最高額が1人1回につき3,000円を超えるとき	800,000	200,000	280,000	360,000
		B	入場料の最高額が1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき	600,000	150,000	210,000	270,000
		C	入場料の最高額が1人1回につき1,000円以下のとき	400,000	100,000	140,000	180,000
延長料			21時から翌9時までの間の1時間当たりの貸付料は、基本貸付料(9:00～21:00)の10%				
準備・撤去料金			当該日を準備・撤去のみに使用する場合は、基本料金及び延長料金合計額の7割				

※1 この表に規定する基本貸付料は、アリーナ全面を使用する場合の貸付料であり、使用する面積に応じて基本貸付料を決定することができる。

※2 上記※1の使用する面積に応じた基本貸付料の算出方法は、この表に規定する基本貸付料×使用面積/5,000㎡とする。

※3 営利のための展示、即売会等を主たる目的とする使用に係わる貸付料は、入場料の額に関わりなく、基本貸付料の「A」の区分に相当する額とする。

※4 基本貸付料は消費税は含まない。

### 2 アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合のアリーナ貸付料

(単位:円)

区 分		9:00～21:00	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
基本貸付料	土・日・祝	125,000	31,250	43,750	56,250
	平日	100,000	25,000	35,000	45,000
延長料		21時から翌9時までの間の1時間当たりの貸付料は、基本貸付料(9:00～21:00)の10%			
準備・撤去料金		当該日を準備・撤去のみに使用する場合は、基本料金及び延長料金合計額の7割			

※1 この表に規定する基本貸付料は、アリーナ全面を使用する場合の貸付料であり、使用する面積に応じて基本貸付料を決定することができる。

※2 上記※1の使用する面積に応じた基本貸付料の算出方法は、この表に規定する基本貸付料×使用面積/5,000㎡とする。

※3 9:00～13:00、13:00～17:00又は17:00～21:00での使用時間区分において、1時間当たりの貸付料を決定することができる。

※4 上記※3の使用時間区分における1時間当たりの基本貸付料の算出方法は、この表に規定する基本貸付料×使用面積/5,000㎡×1/4とし、算出された金額は、100円未満を切り上げるものとする。

※5 使用時間において、1時間未満の端数がある場合は、1時間と算定するものとする。

※6 基本貸付料は消費税は含まない。

## 別表2（アリーナと同時使用における特例）

### 1 会議室貸付料の特例

（単位：円）

種 別	面 積	9時～13時	13時～17時	17時～21時	9時～21時
1 1 会議室	141.3	3,525	4,935	6,345	10,046
準備室	43.3	1,075	1,505	1,935	3,064
控室 1	66.0	1,650	2,310	2,970	4,703
控室 2	59.5	1,500	2,100	2,700	4,275
控室 3	162.4	4,050	5,670	7,290	11,543
控室 4	142.1	3,550	4,970	6,390	10,118
控室 5・6	140.8	3,525	4,935	6,345	10,046
特別控室 1・2・3・4	30.1	1,500	2,100	2,700	4,275

※①消費税は含まない。

※②設備・備品の貸付料、警備清掃経費等は除く。

### 2 場外駐車場貸付料

（単位：円）

種 別	収 容 台 数 ( 台 )	貸 付 料	摘 要
明和町立体駐車場	700	210,000	100台につき 30,000円とする。

※①消費税は含まない。

### 3 実費料金

（単位：円）

冷暖房料	1 時間	28,000
電気使用料	1 KWH	前々年度の北九州メディア ドームにおける総電力料金を総 電力使用量で除した額
上下水道使用料	1 m	580

※①電気使用料を除き消費税は含まない。

別表2 (備品貸付料:1日あたりの金額)

(単位:円)

設備名	備品名称	数量	貸付料	保管場所
映 像	大型映像装置 (縦 9m×横 24m)	1	150,000	
	5面マルチビジョン (4F マルチビジョンホール)	1	50,000	
	大型プロジェクター (3F TV観戦室)	1	20,000	
	大型プロジェクター (2F TV観戦室)	1	20,000	
	3連モニター(66)	1式	50,000	
	場内カメラセット (可搬型・三脚付)	2	10,000	
アリーナ音響	移動型ミキサー	1式	10,000	イベント倉庫1-2
	移動型ミキサー用卓	1	—	イベント倉庫1-2
	移動型ミキサー卓音声ケーブル (30m)	1	—	イベント倉庫1-2
	移動型ミキサー卓電源ケーブル (30m)	1	—	イベント倉庫1-2
	移動型ミキサー卓用24chセパレートケーブル	1	—	イベント倉庫1-2
	移動型ミキサー卓用ハンド型ワイヤレスマイクロホンB	2	—	移動ミキサー卓内
	移動型ミキサー卓用タイピン型ワイヤレスマイクロホンB	2	—	移動ミキサー卓内
	移動型ワイヤレスアンテナ	2	—	イベント倉庫1-2
	移動型ワイヤレスアンテナ用スタンド	2	—	イベント倉庫1-2
	ワイヤレスアンテナ用ケーブル (15m)	2	—	イベント倉庫1-2
	移動型スピーカー	4	3,000	イベント倉庫1-2
	移動型スピーカー用ケーブルA (10m)	8	—	イベント倉庫1-2
	移動型スピーカー用ケーブルA (20m)	16	—	イベント倉庫1-2
	スピーカーケーブルA中継用ノトリックスピーコン	16	—	イベント倉庫1-2
	跳ね返しスピーカー	4	3,000	イベント倉庫1-2
	跳ね返しスピーカー用金具	4	—	イベント倉庫1-2
	跳ね返しスピーカー用ケーブルB (10m)	4	—	イベント倉庫1-2
	跳ね返しスピーカー用ケーブルB (20m)	8	—	イベント倉庫1-2
	跳ね返しスピーカー用スタンド	6	100	イベント倉庫1-2
	ダイナミックマイクロホンA (ダイナミック単一、50Hz-15kHz)	6	1,000	6Fアンプ室
	ダイナミックマイクロホンB (ダイナミック単一、30Hz-17kHz)	4	1,000	6Fアンプ室
	ダイナミックマイクロホンC (ダイナミック単一、30Hz-20kHz)	3	1,000	6Fアンプ室
	コンデンサマイクロホンA (コンデンサー、30Hz-16kHz)	6	1,000	6Fアンプ室
	コンデンサマイクロホンB (コンデンサー、20Hz-20kHz)	8	1,000	6Fアンプ室
	ハンド型ワイヤレスマイクロホンA (800MHz帯、50Hz-15kHz)	4	1,500	6Fアンプ室
	タイピン型ワイヤレスマイクロホンA (800MHz帯、40Hz-15kHz)	4	1,500	6Fアンプ室
	マイクロホンスタンド (卓上型 高さ: 220~375mm)	10	200	イベント倉庫1-2
	マイクロホンスタンド (床上型 高さ: 860~1500mm)	10	500	イベント倉庫1-2
	マイクロホンスタンド (ブーム型 高さ: 600~1480mm)	10	500	イベント倉庫1-2
	マッチングトランスボックス (10kΩ×2RCA付)	2	100	イベント倉庫1-2
	フェーダーボックス (モノラル)	2	100	イベント倉庫1-2
	フェーダーボックス (ステレオ)	2	200	
	24chマルチコンセプトボックス	4	—	イベント倉庫1-2
	24chマルチケーブル (1m)	4	—	イベント倉庫1-2
	24chマルチケーブル (10m)	4	—	イベント倉庫1-2
	24chマルチケーブル (30m)	4	—	イベント倉庫1-2
	24chマルチ中継用マイクケーブル	4	—	イベント倉庫1-2
	マイクケーブル (5m)	20	—	イベント倉庫1-2
	マイクケーブル (10m)	10	—	イベント倉庫1-2
	マイクケーブル (20m)	10	—	イベント倉庫1-2
	インカムセット	1式	10,000	
	インカム卓上型子機	2	—	6Fアンプ室
	インカムベルトパック	10	—	6Fアンプ室
	インカムヘッドセット	8	—	6Fアンプ室
	インカムケーブル (5m)	10	—	6Fアンプ室
	インカムケーブル (10m)	4	—	6Fアンプ室
	24chマルチドラム式	1	—	6Fアンプ室

別表2 (備品貸付料:1日あたりの金額)

(単位:円)

設備名	備品名称	数量	貸付料	保管場所
演出照明	可搬型調光盤	1	5,000	イベント倉庫1-2
	調光操作卓	1	—	6F実況モニター室
	調光卓用電源ケーブル (30mドラム)	1	—	イベント倉庫1-2
	調光卓用信号ケーブル (30mドラム)	1	—	イベント倉庫1-2
	500wスポットライト (狭角型 ナロービーム)	64	400	イベント倉庫1-2
	500wスポットライト (中角型 ミディアム)	30	400	イベント倉庫1-2
	500wスポットライト (超狭角型 ベリーナロービーム)	64	400	イベント倉庫1-2
	スポットライト用吊り下げハンガー	160	—	イベント倉庫1-2
	スポットライト用延長ケーブル (20m)	36	—	イベント倉庫1-2
	スポットライト用延長ケーブル (30m)	30	—	イベント倉庫1-2
	スポットライト用変換ケーブル (25m)	36	—	イベント倉庫1-2
	トラス上コンセントボックス	3	—	イベント倉庫1-2
	コードハンガー	1	—	イベント倉庫1-2
	ローアホリゾンライト (300w×8灯用 20AC付)	10	700	イベント倉庫1-2
	ローアホリゾンライト用延長ケーブル (30m)	16	—	イベント倉庫1-2
	3kwクセノンピンスポットライト (1φ200V 整流器 スタンド付)	2	1,400	5F倉庫511
	ピンスポット用整流器	2	—	5F倉庫511
	ピンスポット用DCコード (5m)	2	—	5F倉庫511
	ピンスポット用操作回路コード (5m)	2	—	5F倉庫511
	ピンスポット用AC入力コード (5m)	2	—	5F倉庫511
	ハイスタンド (クランク式・5連アーム付)	6	100	5F倉庫511
	ロースタンド (丸ベース)	10	100	5F倉庫511
	座席系	壁収納式稼働席 (1ブロック 400席)	2	40,000
壁収納式稼働席 (1ブロック 200席)		4	20,000	
スタッキングチェア		5,000	50	イベント倉庫1-2
	スタッキングチェア運搬車	80	—	イベント倉庫1-2
舞台	組立式舞台	20	700	イベント倉庫1-2
	ステージスカート	17	—	イベント倉庫1-2
	アジャスタブルステップ	2	—	イベント倉庫1-2
	ステージガードレール	1	—	イベント倉庫1-2
	演台 (花台、サービス台付)	1	1,400	イベント倉庫1-2
	バック幕	1	5,000	イベント倉庫1-2
	袖幕	1式	5,000	イベント倉庫1-2
	仕切幕	1式	10,000	イベント倉庫1-2
	遮光幕	1式	5,000	イベント倉庫1-2
	ステージバック幕及び支柱セット (W2440×H2000~4800)	20	700	イベント倉庫1-2
その他	高所作業車 (伸長 13m、荷重 100Kg程度、AC100v)	1	5,000	イベント倉庫1-2
	フォークリフト	1	5,000	イベント倉庫1-2
	ベルトインボール (赤・青)	100	200	イベント倉庫1-2
	会議机 (標準長机、W1800×D600×H700)	167	100	イベント倉庫1-2
	会議机 (コーナー、1分4円、W1800×D450×H701 棚付)	16	100	イベント倉庫1-2
	傘袋什器 (ごみ箱付)	5	400	イベント倉庫1-2
	演壇 (W1800×D1200×H200 移動用取手4個)	2	—	11会議室、15、16会議室
	MMプロジェクター	1	1,100	イベント倉庫1-2
	スクリーン (床置き、1102×1960、高さ調整~2020)	1	300	イベント倉庫1-2
	メガホン (出力13W、音声時通達距離 315m、サイレン付)	4	100	イベント倉庫1-2

※ 消費税は含まない。